

平 27 経外第 1 号
平成 27 年 2 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

実務対応報告公開草案第 44 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正案の問題点

今回の改正案適用後、新規に企業結合を実施した際、(1) 在外子会社がのれんを償却していない場合には、連結決算手続上、20 年以内の償却に調整する一方で、(2) 在外子会社がのれんを償却している場合には、連結決算手続上も特段の調整を入れず、在外子会社の償却を親会社の財務諸表にそのまま反映させることとしている。

しかし、以下の具体例のように調整した方がよりのれんの効果を財務諸表に忠実に反映すると認められる場合には、連結決算手続上でのれんの償却年数を調整することを認めていただきたい。

(具体例)

在外子会社で発生したのれんの効果が及ぶ期間が 15 年の場合、改正された米国基準（ASU 2014-02）を採用すると、一般には同基準における償却期間の上限である 10 年で償却することになる。今回の改正案によると在外子会社でのれんを償却している場合には、連結決算手続上で調整することができず、連結財務諸表上も 10 年で償却することになってしまう。

連結決算手続上でのれんの償却年数を調整することができれば、日本基準上の償却期間の上限は 20 年であるため、のれんの効果が及ぶ期間である 15 年間で償却することができ、のれんの効果を財務諸表により忠実に反映することができる。

2. 在外子会社ののれんの償却期間を親会社が引き継ぐ問題点

本邦の企業が買収を行う際には、その投資効果を長期的に見積もることが多い。そのため、今後日本基準でのれんの償却期間の見直しの議論が行われる場合には、本改正案とは切り離し、米国基準（ASU 2014-02）の償却期間の上限である10年を目安とせず、利害関係者の意見を踏まえ慎重に検討すべきと考える。

以 上